

令和3年度 給与支払報告書の記載要領（注意点）

目次

●税制改正について	…	2
●給与支払報告書の提出について	…	4
●給与支払報告書（総括表）	…	4
●普通徴収切替理由書	…	6
●給与支払報告書（個人別明細書）	…	7
●提出後に退職など異動があった場合について	…	11
●箱根町に住民登録がない方の報告について	…	11
●電子データによる提出について	…	11

箱根町

■ 税制改正について

- ・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除が 10 万円引き下がります。また、控除の要件である給与所得の上限が 1,000 万円から 850 万円となります。

同時に給与所得控除の上限も 220 万円から 195 万円と変更されました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
180 万円以下	収入金額×40% (65 万円に満たない場合は 65 万円)	収入金額×40%－10 万円 (55 万円に満たない場合は 55 万円)
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋18 万円	収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋54 万円	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋120 万円	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円（上限）
1,000 万円以超	220 万円（上限）	

- ・ 基礎控除の見直し

基礎控除が原則 48 万円となります。ただし、合計所得が 2,400 万円を超える方については所得額によって控除額が変わります。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円以下		0 円
2,500 万円以下		

・所得金額調整控除の創設

給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

ア. 特別障害者に該当する

イ. 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

ウ. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

所得金額調整控除額

{給与等の収入額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円} × 10%

※ 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が 10 万円を超える場合も対象となりますが、年末調整においては適用できません。

・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。

今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、

① 婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されます。

② 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円が適用されます。ただし、①②共に所得制限（所得500万円以下）が設けられ、所得額が500万円を超えると対象外となります。

※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外となります。

■給与支払報告書の提出について

令和2年中に給与等の支払いをした者は、令和2年中に支払いの確定した給与についての給与支払報告書を作成し、給与所得者（従業員等）の令和3年1月1日現在における住所所在地の市区町村長に、**令和3年2月1日までに**提出していただくことになっています。

給与支払報告書は、住民税（町県民税）の課税根拠となる重要な書類となりますので、正しく記入のうえ、必ず提出していただきますようお願いします。

※ 中途退職者において、年間の給与支払金額が30万円を超える者については給与支払報告書の提出が義務付けられておりますが、住民税の公平、公正な課税を行うために**30万円以下の者についても給与支払報告書の提出のご協力をお願いします。**

○提出先の市町村について

給与所得者の令和3年1月1日現在における住所地の各市町村に提出してください。ここでいう住所地とは、給与所得者が実際に居住している日常の中心である住所地をさします。勤務の都合上、家族と離れて生活している方等、**住所地が住民票の住所とは異なる場合もありますので、ご注意ください。**

■給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（総括表）については、事業者名、報告人員数等を記入して、給与支払報告書（個人別明細書）とあわせて各市町村に提出してください。

なお、一定の理由により普通徴収となる従業員（パートやアルバイト含む）がいる場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要となります。

箱根町用の総括表は12月初旬の発送を予定しております。箱根町用の総括表以外の総括表を提出する場合には、別に箱根町用の総括表も添付してください。

欄名	記載方法
① 指定番号	箱根町にて特別徴収義務者に指定されている場合のみ、前年の指定番号を記載してください。 箱根町用の総括表の送付対象者には、あらかじめ記載されています。
② 給与支払者の個人番号 又は法人番号	給与支払者が個人事業主の場合は事業主の個人番号、法人の場合は法人番号を記載してください。

③ 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	この報告書について応答できる方の係、氏名及び電話番号を記載してください。
④ 会計事務所等の名称	年末調整事務等を会計事務所等へ依頼している場合、記載してください。
⑤ 受給者総人員	令和3年1月1日現在において給与の支払いをする事務所等から給与の支払いを受けている者の総人員を記載してください。
⑥ 箱根町への報告人員	箱根町に対して、給与支払報告書(個人別明細書)を提出する人員(退職者含む)の人数を記載してください。 なお、普通徴収対象者がいる場合は、併せて普通徴収切替理由書の提出が必要です。
⑦ 納入書	納入の際、箱根町の納入書が必要か不要かを○で囲んでください。

給与支払報告書(総括表)

令和3年度給与支払報告書(総括表)										令和3年2月1日までに提出してください。						
追加 訂正										令和3年 1 月 15 日提出 箱根町 長あて						
										特別徴収義務者指定番号						
										新規 継続						
										81000000						
1 給与支払期間	令和2年1月から12月分まで			10 提出区分			年間分		退職者分							
2 個人番号 (又は法人番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	11 給与支払の方法及び期日	毎月20日	
3 郵便番号	〒250-0398												12 事業種目その他必要な事項			
(フリガナ)	カガクワケンカガランシカゴノホネマエト 256												13 提出先市区町村数	10		
4 所在地 (住所)	神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番										14 受給者総人員	50 名				
(フリガナ)	カガシカクイハノネマエト												15 報告人員			
5 名称 (氏名)	株式会社 箱根商事										特別徴収(給与差引)対象者	8 名				
6 代表者の職氏名印	代表取締役社長 箱根 箱一郎 印										普通徴収者(退職者)	3 名				
7 経理責任者氏名	箱根 箱次郎										普通徴収者(退職者以外)	11 名				
8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	③ 総務 係 氏名 箱根 三郎 (0460) 85 - 7750 番 (内線)										合計	22 名				
9 会計事務所等の名称及び電話番号	④ 箱根会計事務所						16 所轄税務署	小田原 税務署								
						(0460) 85 - 0000 番		7 納入書	要 ・ 不要							

※普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

【給与支払報告書の提出についてのお願い】

個人住民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。
令和3年度の給与支払報告書を提出していただく際、下記についてご協力をお願いいたします。

1. 所要事項記入のうえ給与支払報告書(個人別明細書)と併せて提出をお願いいたします。また貴社製の総括表を使用する場合も、この「総括表」を添付してください。なお、年末調整事務を会計事務所等へ依頼する場合は、必ずこの「総括表」をお渡してください。
2. 給与支払報告書には、各人の令和3年1月1日現在の住所を記入してください。
3. 給与支払報告書には、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号を必ず記入してください。また、扶養がある場合には、被扶養者の氏名、フリガナ、個人番号も記入してください。
4. 年末調整において所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除がある場合は、住宅借入金等特別控除の額の内訳欄に「住宅借入金等特別控除適用数、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分、住宅借入金等年末残高、住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。
5. 前職分・他社分を合算している場合は、摘要欄に前職分・他社分の名称、給与支払額、社会保険料、退職年月日を記入してください。
6. 提出後に、退職・転勤等の異動が生じた場合には、至急、異動届出書を提出してください。
7. 提出期限は、令和3年2月1日です。
8. eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用して提出する場合は、この「総括表」は提出不要です。なお、その場合はeLTAX上の指定番号欄に貴社の指定番号を必ず入力してください。

■普通徴収切替理由書

平成28年度より神奈川県及び県内市町村では特別徴収の完全実施を推進しております。普通徴収の従業員がいる事業者様につきましては、総括表、個人別明細書と併せて普通徴収切替理由書の提出をお願いします。総括表の「普通徴収切替理由書に記載した人数」欄と普通徴収切替理由書の「合計」欄の人数が同じになるよう記載してください。

普Aの計算例

総受給者人数 - 箱根町の普B～普Fの人数 - 他市町の普B～普Fの人数 = 2名以下
 例：10人 - 3名 - 5名 = 2名
 普Aに該当

普通徴収切替理由書

市区町村	箱根町	指定番号	81000000
事業者名	株式会社 箱根商事		

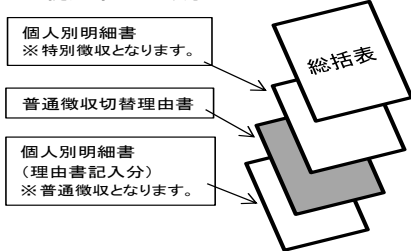
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	1 人
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支払額が100万円以下)	1 人
普D	給与の支払いが不定期(例:給与の支払いが毎月でない)	1 人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者	11 人
合計		14 人

- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。
- この普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。
- 符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限ります。

【普通徴収切替理由書の記入提出要領】(作成例)

- この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準(普A～普F)を示すものです。
- 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人別明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
- 普Bは、主たる給与から合算されて特別徴収となる乙欄適用者などが対象となります。

《提出時のつくり方》



《個人別明細書記載例》

社会保険料等の金額				
円		円		
(摘要)				
令和××年3月31日退職予定 普F				
勤 労 学 生	中途就・退職			
	就職	退職	年	月 日
		○	2	3 31

該当する符号を必ず記入してください。

退職年月日に記載がある場合は、符号を省略できます。

○個人住民税の特別徴収完全実施について

個人住民税は、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、特別徴収義務者として、給与支払いの際に個人住民税の特別徴収を行う（従業員の給与から差し引いて市町村へ納入する）こととされています。〔地方税法第 321 条の 3 及び第 321 条の 4〕

現在、神奈川県及び県内すべての市町村では、法令の適正運用や納税者の利便性向上などの観点から、要件に該当するすべての事業者を対象に平成 28 年度から特別徴収義務者として指定させていただき、個人住民税の特別徴収税額の決定通知を送付しています。

正規従業員やアルバイト・パートの別に関わらず、従業員の方に個人住民税が課税される場合は、退職者等を除き、原則としてすべて特別徴収の対象となります。

■給与支払報告書（個人別明細書）

平成 29 年度より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、給与支払報告書を提出する際に、法人番号および個人番号の記入が必要となりました。

詳しい内容は、税務署作成の『令和 2 年分年末調整のしかた』・『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を参照してください。

欄名	記載方法
① 住所	令和 3 年 1 月 1 日現在の住所または居所を本人に確認のうえ、ご記入ください。
② 個人番号 氏名・フリガナ	給与受給者の 個人番号（12桁） ・氏名・フリガナを正確に記入してください。正しく記入されないと、本人確認等に時間がかかり、当初の課税に間に合わない場合がございます。 ※ 源泉徴収票には個人番号は記載しません。
③ （源泉）控除 対象配偶者の 有無等	令和 2 年 1 2 月 3 1 日現在の状況により記載してください。 ●「有」欄 … 主たる給与等において、年末調整の適用を受けている場合で、控除対象配偶者を有しているときは○を記載してください。 ●「従有」欄 … 従たる給与において、源泉控除対象配偶者を有している場合は○を記載してください。 ●「老人」欄 … 控除対象配偶者が老人控除配偶者である場合は○を記載してください。 併せて、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄に配偶者の個人番号・氏名・フリガナを記入してください。
④ 配偶者（特別）	給与所得者の配偶者控除等申告書に基づいて計算された配偶者控除額ま

控除の額	たは配偶者特別控除額を記載してください。
⑤ 控除対象扶養親族の数	<p>控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「特定」欄 … 特定扶養親族となる19歳以上23歳未満（平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人）の人数を記載してください。 ●「老人」欄 … 老人扶養親族となる70歳以上（昭和26年1月1日以前に生まれた人）の人数を記載してください。 ●「その他」欄 … 特定・老人扶養親族以外の扶養者の人数を記入してください。（16歳未満の年少扶養親族は含みません） <p>併せて、「控除対象扶養親族」欄に扶養親族の個人番号・氏名・フリガナを記入してください。</p>
⑥ 16歳未満扶養親族の数	<p>扶養親族で16歳未満（平成17年1月2日以後に生まれた人）の人数を記入してください。（住民税の課税計算において必要となります。）</p> <p>併せて、「16歳未満の扶養親族」欄に扶養親族の個人番号・氏名・フリガナを記入してください。</p>
⑦ 非居住者である親族の数	<p>源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者がいる場合には、その人数を記載してください。</p>
⑧ 摘要	<ul style="list-style-type: none"> ●5人目以降の控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。 ●年の途中で就職した方について、その就職前にほかの支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、前職分の会社名・支払金額・徴収した税額・社会保険料などの金額を記入してください。 ●租税条約に基づいて、課税の免除を受けた方については、朱書きで「〇〇条約〇〇条該当」と記載してください。 ●受給者が青色事業専従者である場合には「青専」と記入してください。 ●『普通徴収切替理由書』の理由【普A】～【普F】に該当し、普通徴収となる場合は、該当する符号【普A】～【普F】を必ず記載してください。併せて『普通徴収切替理由書』の提出が必要となります。
⑨ 住宅借入金等特別控除適用数	<p>年末調整の際に、住宅借入金等特別控除額の適用がある場合、当該控除の適用数を記載してください。なお、適用数が3以上の場合には、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。</p>
⑩ 居住開始年月日	<p>居住開始年月日（1回目、2回目）は和暦で年月日を分けて記載してください。</p>

<p>⑪ 住宅借入金等特別控除区分</p>	<p>適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分（1回目、2回目）を次のように記載してください。</p> <p>【住】… 一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築含む）</p> <p>【認】… 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合</p> <p>【増】… 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</p> <p>【震】… 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年～令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合</p> <p>また、当該住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には【住（特）】、【認（特）】、【増（特）】と記載してください。</p>
<p>⑫ 未成年者～ 勤労学生</p>	<p>本人に該当するところがあれば、記入してください。</p> <p>○未成年者…平成13年1月3日以後生まれで未婚の人</p> <p>○勤労学生…令和2年の合計所得が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の学生</p>
<p>⑬ 中途就・退職</p>	<p>令和2年の途中で就職または退職された場合は、必ず「就職」「退職」欄に○を記載し、その年月日を記入してください。</p>
<p>⑭ 生年月日</p>	<p>受給者の生年の元号を漢字で記載し、生年月日を正確に記載してください。</p>
<p>⑮ 支払者</p>	<p>給与支払者が個人事業主の場合は事業主の個人番号、法人の場合は法人番号を記載してください。</p>

3 給与支払報告書(個人別明細書)														
① 支払を受ける者 住所 神奈川県足柄下郡箱根町 仙石原817番地										(受給者番号) 0000-000-0000 (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (氏名) ② (フリガナ) ハコネ タロウ 箱根 太郎				
種別		支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額			
給付・賞与		6,000,000			4,360,000			3,139,900			1,885,500			
③ (源泉)控除対象配偶者の有無等		④ 配偶者(特別)控除の額		⑤ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			⑥ 歳末満扶養親族の数			⑦ 障害者の数(本人を除く。)				
○		380,000		1 1 1 1 1			1 1 1			1 1 1				
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額					
6,000,000			1,200,000			500,000			1,990,000					
(摘要) 前職：株式会社箱根産業 令和2年3月30日退職 ⑧ 支払額：1,500,000円 社会保険料：150,000円 源泉徴収税額：100,000円														
⑨ 住宅借入金等特別控除適用数		1		居住開始年月日(1回目)		2 11 20		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住(特)		住宅借入金等年末残高(3回目)		
住宅借入金等特別控除可能額		205,000		居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)		
源泉特別控除対象配偶者		(フリガナ) ハコネ ハナコ 氏名 箱根 花子 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3			配偶者の合計所得			国民年金保険料等の金額			旧長期損害保険料の金額			
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) ハコネ イチロウ 氏名 箱根 一郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4			1 6歳未満の扶養親族			1 (フリガナ) ハコネ シロウ 氏名 箱根 四郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 7			5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号			
2 (フリガナ) ハコネ ジロウ 氏名 箱根 次郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 5		3 (フリガナ) ハコネ サブロウ 氏名 箱根 三郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 6			4 (フリガナ) _____ 氏名 _____ 個人番号 _____			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号						
⑫ (市区町村提出用) 未収年者		外国人 死亡退職 災害者 乙 本人の障害者 特別 その他 寡婦 ひとり親 勤労学生			⑬ 中途就・退職			⑭ 受給者生年月日						
					就職 退職 年 月 日			元 号 年 月 日			昭和 55 1 1			
⑮ 個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右詰で記載してください。)												
住所(居所)又は所在地		神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地												
氏名又は名称		株式会社 箱根商事										(電話) 0460-85-7750		
(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。														

■給与支払報告書の用紙について

給与支払報告書(総括表)については、現在の特別徴収義務者および普通徴収(特別徴収未実施)事業者に対しては、12月初旬に送付する予定です。また、給与支払報告書(個人別明細書)は、町ホームページもしくは税務課窓口にご用意がありますのでご利用下さい。

■給与支払報告書提出後に退職など異動があった場合について

給与支払報告書を提出した後に、特別徴収対象者の退職や転職など異動があった場合は、令和3年4月15日までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。提出がない場合、特別徴収税額決定通知書に対象の方が残ったままとなりますのでご注意ください。

異動届出書は「特別徴収のしおり」あるいは町ホームページ（ホーム>申請書ダウンロード>税務課 >24.給与所得者異動届出書）にあります。

※ 1月以降の退職者につきましては、地方税法第321条の5第2項により今年度の残りの税額を一括徴収することが義務付けられておりますのでよろしくお願ひします。

■箱根町に住民登録がない方の報告・租税条約に関する住民税の届出について

給与支払報告書は住民登録の有無に関わらず、1月1日に実際に居住している市町村に提出いただくこととなります。箱根町に住民登録のない方につきましては、「住民登録外給与支払報告書提出者一覧」に住民登録地の住所を記載のうえ、ご提出くださるようご協力お願ひします。住民登録地の確認ができない場合、調査等に時間が必要となり、当初の課税に間に合わないことがあります。

また、租税条約に関する住民税の届出書の提出は3月15日（通達に基づく免除の場合は3月20日）までに提出してください。

■電子データによる提出について

給与支払報告書の提出は、紙媒体での提出だけでなく、eLTAX【エルタックス】（地方税電子申告）や電子媒体（CD・FD等）等の電子データでも提出が可能です。給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による提出義務が引き下げられ、令和3年1月以後提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得者の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられましたのでご注意ください。

また、令和元年10月から共通納税システムが開始されました。

eLTAXの利用手続きの詳細はeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

【eLTAXヘルプデスク】

電話：0570-081459（ハイシンコク）

HP：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

地方税の電子申告を行うには
エルタックス
eLTAX

住民登録外給与支払報告書提出者一覧

給与支払者名

No.	氏名	住民登録地住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※給与支払報告書に記入した住所と住民登録地住所が異なる方がいる場合は提出してください。

別記様式（第2条関係）

租税条約に関する住民税の届出書

年 月 日

箱根町長 様

住所（居所）

氏名

電話番号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。（昭和40年6月10日付け自治府第62号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。）

所得税については、日本国と_____との間の租税条約第_____項により、租税条約に関する届出書を_____年_____月_____日に_____税務署に提出して免除を受けています。

住民税の免除を受ける者	氏名			
	住所（居所）			
	生年月日		個人番号	
	国籍		入国年月日	
	在留資格			
	在留期間			
	入国前の住所			
免除となる所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	契約期間			
	所得の種類		支払金額	
	支払方法		支払期日	
	職務の内容		資格	
納税管理人	氏名			
	住所			
その他参考となるべき事項				

(1) 毎年3月15日までに提出してください。提出されないと住民税の免除は受けられません。（通達に基づく免除の場合は、3月20日までに提出してください。）

(2) 添付書類

- ・租税条約に関する届出書の写し（税務署の受付印があるもの）
- ・在学する学校の発行する在学証明書（留学生の場合）
- ・訓練を受ける施設、事業所の発行する事業、職業又は技術の修得者であることを証明する書類（事業修得者等）